

第1回 練馬区立北町保育園および光が丘第四保育園

運營業務委託事業者選定委員会 会議要点記録

平成20年9月8日(月) 午後6時～午後8時10分 本庁舎5階 庁議室
出席者：学識経験者2名、有識者2名、区立園長経験者1名、児童青少年部長、
保育課長、事務局
オブザーバー：北町保育園保護者1名、光が丘第四保育園保護者1名

- 1 委嘱状交付
- 2 児童青少年部長挨拶
- 3 選定委員自己紹介
- 4 議事

《会議内容》

(1) 選定委員会への保護者代表のオブザーバー参加(案)について

委員長より、資料1『選定委員会への保護者代表のオブザーバー参加の考え方』について説明の後、この度の選定委員会での導入の可否について提案あり。

・二園同時に選定していくことになるので、選定委員会において個別で行う部分と共通で行える部分を分けて進めていく。オブザーバーも自身が所属する園の情報のみを保護者同士で共有することを確認のうえ、参加を承認した。

(2) 練馬区立北町保育園および光が丘第四保育園運營業務委託事業者選定委員会設置要領について

前回と変更がないことを確認。

(3) 練馬区立北町保育園および光が丘第四保育園運營業務委託事業者選定方針(案)について

事務局より、資料3『練馬区立北町保育園および光が丘第四保育園運營業務委託事業者選定方針(案)』を説明。

①応募事業者について

資料4『北町保育園・光が丘第四保育園応募事業者』により事業者の応募状況を説明。また、事業者説明会において、より良い事業者に練馬の保育を継承して欲しいという考えから、「極力、両園に申し込みをして欲しい」旨を伝えたことを説明。両園に応募した事業者は2事業者あったが、そのうち1事業者から『園長候補者が調わない』とのことで、本日付けで辞退の申し出があった。結果として今回は選定対象が6事業者となったため一次審査は行わないこと、両園に応募した場合も受託できるのは一園であることを確認。

◆委員長より、光が丘第四保育園(以下「光四」という)の保護者から預かった選定委員あての手紙について、内容を説明。『現在運営されている光四の保育水準を念頭に置いて審査をして欲しい。その具体的な提案として、現行の光四を

審査基準表に照らして採点したうえで、応募事業者の評価と比べて欲しい。』との保護者の要望について論議した。

⇒論議の結果、選定委員会は練馬区の水準を保つと言う視点で、また客観的に光四を視察したうえで、事業者を選定しているので、敢えて数値化する必要は無いという。選定方針にあるように、二園の保育水準を維持・継続するという視点で選定することを確認し、現行の光四を点数化はしないこととした。

②現地調査部会の調査事項について

事務局より、資料5『実施調査時のポイント』を説明。

- ・保育内容で、0歳児と障害児は独立した項目になっているが、乳児期・幼児期等、年齢に応じた育ちを見ていくことが重要である。また、子どもの様子を評価する視点を詳しく知りたい、との意見があった。

- ・改訂された保育所保育指針では、生活の中で年長児の知育をどのように行うかや小学校との連携などを重視している。指針を視野に入れた取り組みがされているかを、事業者の姿勢の中に見ていきたいとの意見があった。

- ・施設管理・環境整備では、施設の実情の中でいかに工夫しているかや、清潔面・衛生面も見てきて欲しいとの意見があった。

⇒これらの意見を踏まえて調査報告を行うと共に、事業者ヒアリングにおいても各選定委員が聞き取っていくこととした。

(4)練馬区立保育園の保育水準について

資料6『練馬区立保育園の保育水準について』は前回と同様のため、説明を省略。

(5)審査基準表について

事務局より、資料7『練馬区立北町保育園運營業務委託審査基準表(案)』(以下「北町審査基準表」という)、『北町保育園委託事業者選定 評価ポイント(選定基準の視点)(案)』(非公開資料)、および資料8『練馬区立光が丘第四保育園運營業務委託審査基準表(案)』(以下「光四審査基準表」という)、『光が丘第四保育園委託事業者選定 評価ポイント(選定基準の視点)(案)』(非公開資料)について説明。

「北町審査基準表」は、今までの審査基準表を基に北町保育園(以下「北町」という)の保護者の方々と話し合いをして作成した。「光四審査基準表」は、前回募集時と変更ない。二園の審査基準表については、『提案書等による審査』に多少の違いがあるが、『現地調査による審査』と『園長候補者等ヒアリング等による審査』の部分は変わらない。

審査基準表について、次のような論議があった。

- ・「北町審査基準表」と「光四審査基準表」で評点に違いが生じるのはおかしいのではないか。

→個々の園で、保護者との話し合いの中で基準表の中味を決めてきた経緯がある。大きな枠組みの変更でなければ、全体の論議の中で検討できるのではないか。

・「(3)年間行事計画及びデイリープログラム」の5番は専門職に保育の質を問う部分。在園している一人ひとりの子どもの保育の質に直接関わるところであるので、配点を高くするべきだと思う。

・改訂された保育所保育指針でも個別の指導計画を重視しており、ここは重要な部分である。

・配点を変更することが、地域の実態や保護者の意向を採用しないということではなく、個別の指導計画をきちんと立てて保育を実践することは保護者にとっても大切なことである。

・保護者との話し合いの中で決めてきたものを変えるのは、いかがなものか。
→案の段階なので、決定は選定委員会で行うことは保護者にも説明している。

⇒論議の結果、「北町審査基準表」と「光四審査基準表」のいずれも、「(3)年間行事計画及びデイリープログラム」の1番『保育計画が、保育の基本方針に基づき、更に地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されているか。』の配点を20点から10点とし、5番『保育計画・指導計画（低年齢児、障害児は個別の指導計画含む）・保育の記録は適切か。』の配点を10点（北町は5点）から20点に変更することとした。

・「(4)危機管理対策」の1番は、配点を上げるべきではないか。過去に重大な過失や事故等を起こしていると否との差が9点では少ないのではないか。

⇒3つの項目を個々にではなく合議の採点の中で評価することとし、(4)については配点は変えないこととした。

(6)今後のスケジュールについて

資料9『今後のスケジュールについて』により、今後の日程を確認。

○第2回選定委員会 平成20年9月9日(火)午後、11日(木)午前、
9月29日(月)午前

<内容>選定委員による北町保育園視察

※9月12日(金)午前に、光が丘第四保育園を視察していない委員が視察。

○第3回選定委員会 平成20年9月22日(月) 午後6時～

<内容> 現地調査部会報告

○第4回選定委員会 平成20年9月28日(日) 午前9時～午後0時35分

<内容> 北町保育園プレゼンテーション

- 第5回選定委員会 平成20年10月5日(日) 午前9時～午後4時30分
＜内容＞ 光が丘第四保育園プレゼンテーション
および全事業者ヒアリング
- 第6回選定委員会 平成20年9月29日(月)～10月10日(金)
＜内容＞ 応募事業者の運営する保育園の視察
- 第7回選定委員会 平成20年10月19日(日)午後3時～
あるいは10月21日(火)午後6時～
＜内容＞ 委託事業者最終決定

なお、日程については変更する場合があります。

以 上